

議案第73号

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

助成の対象を中学生までの子どもの保護者から高校生等までの子どもの保護者に拡大するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年葛飾区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳」を「葛飾区内に住所を有する18歳」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) 子どものうち、何人にも監護されていない15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

第3条第1項中「葛飾区内に住所を有する子どもの」を削り、同条第2項第1号及び第2号中「受けている者」を「受けているとき。」に改め、同項第3号中「入所している者」を「入所しているとき。」に改め、同項第4号中「委託されている者」を「委託されているとき。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項第4号に規定する保護者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該保護者は、対象者としなない。

第5条中「葛飾区長（以下「区長」という。）」を「区長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の葛飾区子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に医療に関する給付が行われた場合について適用し、施行日前に医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第5条に規定する医療証の交付その他の行為は、施行日前においても行うことができる。